

別紙 1

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）重要事項説明書

<2025年2月1日現在>

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0956-73-2001 月～金
 担当 久岡 謙三 (午前8時30分～午後5時30分)

*ご不明な点は、ご遠慮なくお尋ね下さい。

2 通所リハビリテーションセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	介護老人保健施設 つつじの郷 通所リハビリテーションセンター
所在地	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦109-1
介護保険指定番号	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） （長崎県 介護老人保健施設みなし指定 4251580025 号）
サービスを提供する対象地域	佐世保市（鹿町町・江迎町・小佐々町・世知原町・吉井町）、佐々町、松浦市（志佐町・星鹿町・御厨町）、平戸市田平町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計																				
管理者（医師）	医師	1名		1名																				
医師	医師	1名		1名																				
機能訓練	理学療法士・ 作業療法士		5名	5名																				
			2名	2名																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">看護職員</td> <td></td> <td>1名</td> <td></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td></td> <td>8名</td> <td>1名</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td></td> <td>1名</td> <td></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> </table>	看護職員		1名		1名	介護職員		8名	1名	9名	管理栄養士		1名		1名	運転手			2名	2名				
	看護職員		1名		1名																			
	介護職員		8名	1名	9名																			
	管理栄養士		1名		1名																			
運転手			2名	2名																				
			2名	2名																				

※管理者、医師、理学療法士・作業療法士、管理栄養士については本体施設と兼務

(3) 設備の概要

定員	50名	診察室	
食堂兼機能訓練室	1室		
浴室	一般浴槽		
	一人用浴槽	送迎車両	6台

(4) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分
土・日曜日 その他の休業	休業 8/13～15、 12/30～1/3

3 サービス内容

- ① 送迎 : あらかじめ時間を連絡し、ご自宅への送り迎えを致します
- ② 食事 : 利用者様の要望をお伺いし、利用者様に合った食事の提供を行います
- ③ 入浴 : 家庭での入浴が困難の方や清潔の保持、機能回復を希望される方を優先に行います
- ④ 機能訓練 : 理学療法士等による利用者に応じた個別的機能訓練を行います
- ⑤ 生活相談 : 介護保険に伴う相談や苦情・希望について対応致します

4 利用料金

① 料金

別紙 利用者負担説明書 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）記載の料金

② 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求書を発行しますので月末までにお支払い下さい。

お支払い後、領収書を発行いたします。

（お支払い場所：通所リハビリ室及び事務室となっております）

尚、口座振込み、口座振替でのお支払いも可能ですので、ご希望の方はお申し付け下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お申し込みいただきますと職員がお伺いします。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス（介護予防サービス）計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所された場合（電話等での連絡をお願い致します）
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利

利用者様・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者様やご家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の特徴等

(1) 運営方針：要介護者等の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、事業の提供にあたっては常に利用者様の症状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者様やご家族に対し適切なサービスを提供します。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 希望の方へは事前に迎え時間を連絡致します。
- ・体調確認 体温・血圧・心拍数をサービス利用時に確認致します。
- ・体調不良等による 急な病気等を除き、ご利用の日の前日17時までサービスの中止・変更 にご連絡下さい。
- ・食事 食事希望に関しては、医師・栄養士と相談の上、可能な限り提供いたします。
- ・設備・器具の利用 理学療法士及び作業療法士の指示の元、使用可能となります。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医		主治医氏名	
		連絡先	
ご家族	第1	氏名	
		連絡先	
	第2	氏名	
		連絡先	

※契約書記載の連絡先以外の家族の連絡が必要な場合に記載してください。

8 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・要介護者の人命の安全確保を最優先とした避難誘導等を行います。
- ・防災設備・・・緊急時に対応できるように、消火器及び火報盤を設置しています。
- ・防火訓練・・・老健施設・つつじの郷での避難誘導訓練を年 2 回行います。
- ・防火責任者・・・防火管理者

9 サービス内容に関する苦情

- ① 当施設の苦情解決責任者 管理者 後藤 尚
- ② 当施設ご利用の相談・苦情窓口
担当 所長 久岡 謙三 電話 0956-73-2001

(外部苦情相談窓口)

第三者委員 地域代表 松田 律子氏
長崎県国民健康保険団体連合会 095-826-1599
長崎県運営適正化委員会 095-842-6410
佐世保市長寿社会課 0956-24-1111